

面会交流支援みやざき利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、面会交流支援みやざき（以下、「当会」といいます。）が提供する面会交流支援サービス（以下、「サービス」といいます。）の実施方法その他必要な事項を定めるものです。

サービスを利用する場合は、本規約に従うものとします。

（当会の目的）

第1条 当会は、離婚や別居状態にある親（以下、「別居親」といいます。）とその子ども（以下、「子」といいます）との適正な面会交流の実現を支援し、子の健全な成長と福祉の向上に寄与します。

（手続き及び条件）

第2条 当会は、子と同居している親（以下、「同居親」といいます。）と別居親が共にサービスを受けることに合意した場合、サービスの手続きを進め、実施します。

1. 同居親と別居親は、当会の担当者による事前面談を受ける必要があります。
2. 当会は、前項の面談を通じて、両親が当会の定めるルールに従う意思があると判断した場合にのみサービスを実施します。
3. サービスの実施が決定した場合、両親は、面会交流支援申込書（別記様式第1号）に署名し、当会に提出するものとします。

（サービスの対象）

第3条 サービスの対象者は、原則として以下の通りです。

1. 同居親：宮崎市内又はその周辺地域に居住する方。
2. 別居親：居住地に制限はありません。
3. 子：原則として、満2歳以上小学生以下です。

サービスを利用する際の面会交流において、子の受渡し場所及び交流場所は原則として宮崎市内でなければなりません。

（サービスの内容）

第4条 サービスの内容は、以下のとおりです。

1. 連絡調整型サービス：同居親と別居親が連絡を取り合うことが困難な場合、当会が双方に代わって連絡を取り、面会交流の日時・場所等を調整します。
2. 間接交流型サービス：直接の面会交流が困難な場合、当会がネットワーク（例:ZOOM）を利用して間接的な交流を支援します。
3. 受渡し型サービス：両親が子の受け渡しを行うことができない場合、当会が面会交流の開始時刻及び終了時に指定された場所で子の受け渡しを行います。ただし、面会交流には同席しません。
4. 見守り付添型サービス：別居親と子の面会交流中、当会が交流場所付近で見守りを行います。適正な面会交流ができないと判断した場合、交流の中止を勧告します。

上記2.3.4.のサービスには、連絡調整型サービスも含まれます。両親はこれらのサービスから希望するものを選択し、当会と協議のうえで決定します。

(サービスの回数・期間)

第5条 サービスの利用は原則として月1回とし、申込日から1年間とします。

(申込金、料金等)

第6条 申込金及びサービス料金は以下のとおりです。

1. 申込金（登録料）：別居親・同居親合わせて6,000円、1年間有効。有効期間内に利用されなくとも、返金はできません。
2. 連絡調整型サービス：1回の面会交流につき、別居親・同居親合わせて2,000円。
3. 間接交流型サービス：1回の間接交流につき、別居親・同居親合わせて5,000円。
4. 受渡し型サービス：
 - ・2時間まで：7,000円。
 - ・2時間超：1時間ごとに2,000円加算。
5. 見守り付添型サービス：
 - ・2時間まで：9,000円。
 - ・2時間超：1時間ごとに2,000円加算。

(料金等の支払い方法)

第7条

1. 申込金の支払い：面会交流申込書提出後3日以内に指定口座に振込み。返金不可。
2. 連絡調整型・間接交流型サービス：サービス終了後10日以内に指定口座へ振込み
3. 受渡し型・見守り付添型サービス：サービス終了後10日以内に指定口座へ振込み
4. キャンセルポリシー：子の体調悪化や拒否などで面会交流ができなかった場合、当会が調整や準備を行っていた場合は費用の負担が生じます。キャンセルの事情が生じた場合は速やかに当会へ連絡ください。

(サービスの中止等)

第8条

1. 面会交流（受け渡しを含む）時に暴力、破壊、暴言、威圧行為、連れ去り（計画含む）等の平穏を害する行為があった場合、サービスは中止され、以後のサービス提供は行われません。
2. 前項のほか、当会の定めるルール違反があった場合もサービスは中止され、今後のサービスは行われません。
3. サービスの実施に直接関係のない事項の調整は行いません。

(サービス利用の免責事項)

第9条

1. 当会が提供するサービスは、利用者が自己責任で利用するもので、利用者の違法行為について当会は責任を負いません。
2. 不可抗力によるサービス提供の困難、または利用者の事情によるサービスの停止又は中止に際して、当会は責任を負いません。利用者の事情による停止または中止の場合、第6条及び第7条に基づき料金の支払いを求めます。

(プライバシーの保護)

第10条 当会は、利用者及び関係者の個人情報を保護し、個人情報の保護に関する法令その他規範を遵守します。

(紛争の解決)

第11条 当会は、サービス利用に関する問題が生じた場合、利用者と誠実に協議し、解決に努めます。

(規約の見直しと変更)

第12条 当会は、以下の事項に基づき、本規約の見直しと変更を行うことができます。

1. 見直しの原則：当会は、サービスの適正な運営、法律または規制の変更、社会的要請、技術的進歩、利用者からのフィードバックなど、必要に応じて本規約を見直します。
2. 変更の手続き：規約の変更は、当会が必要と判断した場合に限り行われます。変更が行われる場合、当会は変更内容とその理由を、利用者に対して事前に通知します。
3. 通知方法：変更の通知は、当会のウェブサイト、電子メール、またはその他の適切な手段を用いて行います。
4. 変更の効力：変更の通知後、利用者がサービスを継続して利用することにより、変更された規約に同意したものとみなします。

付 則

この規約は、令和4年4月1日から施行し、同日以後の申込みから適用します。

令和6年1月11日 改訂 (令和6年2月1日 施行)